

## ○鹿嶋勤労文化会館ネーミングライツパートナー募集要項

### 1 ネーミングライツの概要

#### (1) 目的

鹿嶋市ネーミングライツ事業実施要綱に基づき、持続可能な運営と市民サービスの向上を目指し、安定的な財源を確保するために、鹿嶋勤労文化会館に対して、条例等で定める名称に代わる愛称を付与する権利(以下「ネーミングライツ」という。)を売却し、ネーミングライツ料としての対価を得るもの。

#### (2) 収入の使途

ネーミングライツにより市が得た収入は、当該施設(イベント)の維持管理費用や運営費用のほか、関連施策・事業の推進のための費用に充てる。

### 2 ネーミングライツ募集の概要

施設等の名称	鹿嶋勤労文化会館
所在地・開催場所	鹿嶋市大字宮中 325 番地 1
施設等の用途・目的	本施設において、文化及び芸術に関する事業を実施することで、本市の芸術文化活動の充実を図るとともに、文化的で豊かな社会づくりを推進する。
施設等の概要	○施設の構造規模 鉄骨鉄筋コンクリート造，3階建て ・敷地面積：24,165㎡ ・延床面積：6,628㎡ ○主要室 1 ホール棟 ・ホール 754席 車いす席 3席 ・映写・調整室 ・楽屋1～4 ・リハーサル室 ・アクティビティールームスマイル(旧：音楽室) ・ギャラリー 2 会議室棟 ・会議室1,2 ・研修室1 ・工芸室 ・和室1,2 ・AV会議室 ・研修室2-a,2-b ・会議室兼ロビー ・スクエアギャラリー ・アスレチック室 ・その他(事務室・応接室等)

指定管理者制度導入の有無	有（公益財団法人鹿嶋市文化スポーツ振興事業団）
主な行事・内容等	<p>1 ホール棟 映画上映，歌謡・クラシックコンサート，文化系団体発表会 等令和4年度利用者数 32,249人 令和4年度主な催し物 別紙のとおり</p> <p>2 会議室棟 陶芸，華道等の文化系団体の利用，企業の安全講習，書展，歴史講演会 等 令和4年度利用者数 30,230人</p> <p>(1) 会議室1, 2 社内研修会，フラワーアレンジメント教室</p> <p>(2) 研修室1 会社説明会，就職支援セミナー</p> <p>(3) 工芸室 陶芸</p> <p>(4) 和室1, 2 三味線，茶道教室，日本舞踊，ヨガ</p> <p>(5) AV会議室 簿記講習会，決算説明会</p> <p>(6) 研修室2-a, 2-b 安全管理者選任時研修，書展，県主催就職面接会</p> <p>(7) 会議室兼ロビー 講師控室，オンライン会議</p> <p>(8) スクエアギャラリー 写真展，書展</p> <p>(9) アスレチック室 介護予防教室</p>
契約希望期間	5年（3年以上5年以内）
希望ネーミングライセンス料	年額500万円（税抜き）
愛称の要件	施設等の用途・目的に沿った愛称
愛称の掲示が想定される場所等	<p>○施設及び施設西側玄関の上部</p> <p>○利用案内看板</p> <p>※看板設置場所，仕様は別途協議します。費用は命名権者（以下「ネーミングライセンスパートナー」という。）の負担となります。</p> <p>○市ホームページでの愛称の使用</p>

	○施設ホームページ，施設パンフレットでの愛称の使用 ○市の広報紙等での愛称の使用
--	---

### 3 ネーミングライツの条件

#### (1) 愛称の基本条件

- ア 施設の愛称として，企業名，商品名（ブランド）等を付けることができます。ただし，条例に規定する施設の名称は変更しません。  
また，愛称は，本市の芸術文化活動の拠点となるホールを有する施設をイメージできるものとしてください。
- イ 施設の設置目的にふさわしく，親しみやすいものとします。
- ウ 施設の所有権，経営権に影響を与えないものとします。
- エ 民間施設を含む他の施設等と混同するような愛称は，付けることができません。
- オ 第三者の商標権，著作権，パブリシティ権，キャラクター権等，第三者の知的財産権を侵害する愛称は，付けることができません。応募者の責任において確認し提案してください。
- カ 鹿嶋市ネーミングライツ事業実施要綱第5条に規定する内容は，使用できません。
- キ ネーミングライツを他者に譲渡・貸与することは，できません。
- ク 市が認めた場合を除き，契約期間中の愛称変更は，できません。
- ケ 決定した愛称及びロゴマークに関する知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する権利をいう。）は，市が無償で使用できるものとします。

#### (2) 商標登録

本市におけるネーミングライツに対する商標登録は原則認めないこととします。ただし，やむを得ない理由がある場合は，市とネーミングライツパートナーで協議の上，決定します。

#### (3) 第三者による愛称の使用

第三者が愛称を使用することを妨げません。

### 4 スポンサーメリット（特典）の付与

市がネーミングライツパートナーに付与するスポンサーメリット（特典）は次のとおりです。

#### (1) 愛称の使用

- ア 施設の愛称を決定し，使用することができます。
- イ 市及び当該施設を管理する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は，愛称の使用・周知を図ります。

- ※ 混乱を避けるため、愛称に条例上の名称を併記する場合があります。
- ※ 市及び指定管理者が作成するパンフレットや封筒などの印刷物、ホームページの表示変更等に係る費用は、それぞれ市及び指定管理者が負担しますが、契約締結後の印刷物から表示を変更し、既存印刷物については変更せず使用します。
- ※ 愛称の使用開始以降に開催されるイベントであってもネーミングライツパートナー決定時に、イベント開催者が既にチケットやチラシ等を印刷している場合には、それらに愛称を表示することはできません。

## (2) 愛称名看板等の表示

- ア ネーミングライツパートナーは、施設等の表示決定ができます。
- イ ネーミングライツパートナーは、市に対して新たな愛称看板の設置を提案することができます。
- ウ 敷地外、道路標識等の表示変更についても、市や関係機関との協議の上、可能なものについて行うことができます。

- ※ 茨城県屋外広告物条例（昭和49年茨城県条例第10号）等に基づき、愛称看板に一定の制限が生じるとともに、別途手続が必要となる場合があります。
- ※ 施設表示や看板等の設置及び維持管理に係る費用は、原則としてネーミングライツ料とは別にネーミングライツパートナーの負担となります。敷地外の看板や道路標識等を変更する場合は、市や関係機関が表示変更を行い、実費負担していただくことがあります。
- ※ 契約期間終了後の原状回復に係る費用は、ネーミングライツパートナーの負担となります。

## (3) 費用負担のイメージ

区分	市・指定管理者	ネーミングライツ パートナー
敷地内外の看板表示の変更（施設看板や道路標識）		○
契約期間終了後の原状回復		○
協定締結後に市及び指定管理者が作成する印刷物及びホームページ	○	

- ※ネーミングライツ料とは別にご負担いただくものとなります。

## 5 独自提案の受付

ネーミングライツ料に加えて、役務や物品の提供の提案も可能とします。また、イベントの開催等、施設の魅力向上のための幅広い提案を受け付けます。提案を行う場合は、申込みに合わせて提案書（任意様式）を提出してください。

## 6 応募資格

応募できる者は、鹿嶋市ネーミングライツ事業実施要綱第4条に規定する要件を満たしている事業者とします。

## 7 受付窓口

鹿嶋市教育委員会社会教育課

〒314-8655 茨城県鹿嶋市大字平井1187番地1

電話 (0299) 82-2911

メールアドレス syougail@city.ibaraki-kashima.lg.jp

## 8 スケジュール

### (1) 募集期間

令和6年2月1日（木）から令和6年2月29日（木）まで

### (2) 申込書等の提出

次の書類（原本を正本として1部，その写しを副本として2部）を提出してください。

ア ネーミングライツパートナー申込書（様式第1号）

イ 企業案内パンフレット等

ウ 定款，寄附行為又は規約

エ 登記事項証明書（商業登記簿謄本）

オ 印鑑証明書

カ 最新の事業計画書

キ 決算報告書（直近3か年分）

ク 納税証明書（提出日において発行の日から3か月以内のものに限る）

a 鹿嶋市税に未納がないことの証明書（市内に事業所等を有する場合）

b 法人税，消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）

### (3) 留意事項

- ・提出は、「7 受付窓口」に事前連絡のうえ提出してください。なお募集期間の最終日となる令和6年2月29日（木）17時必着とします。
- ・必要に応じて追加資料を求める場合があります。
- ・提出された書類は複写の上，鹿嶋市ネーミングライツ審査委員会（以下

「審査委員会」という。)へ提示するほか、関係機関に意見を聞く目的でも使用することがあります。

- ・提出された書類は返却しません。また、情報公開請求があった場合には、鹿嶋市情報公開条例（平成15年条例第6号）に基づき公開することがあります。
- ・申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

## 9 審査（書類審査）

申込書（様式第1号）の提出があったものについて、申込期間終了後概ね1か月程度で審査し、ネーミングライツパートナー候補者を決定します。

審査は審査委員会が行います。提出された書類をもとに、内容について総合的に審査します。必要に応じてヒアリングを行うことがあります。

### （1）審査項目等

審査項目、内容及び配点は、以下の表のとおりとします。

項目	内容	配点
ネーミング ライツ料	提示されたネーミングライツ料の高さの度合	30
契約期間	契約期間の長さ	10
愛称の適否	親しみやすさ、浸透しやすさ、施設へのふさわしさ	20
応募者の 社会貢献度	地域貢献や鹿嶋市との関係性、地域振興等に対する理念・実績・計画	20
応募者の 経営安定性	健全な財務状況であり、契約期間中の支払いの能力を十分に有しているか	20

(2) 評価方法

審査項目	評価方法
ネーミング ライセンス料	<p>① 応募金額（年額）が最高である者を1位として、満点の30点を付与する。</p> <p>② ①以外の応募金額の場合は、1位の金額（最高応募金額）を用いて、下記により算出する。（小数点以下第1位を四捨五入して算出）</p> <p>※ 応募者が1者のみの場合で応募金額が市希望金額未満の場合は、応募金額を市希望金額に置き換えて算出する。</p> <p>[算出式] <math>30 \text{ 点} \times \frac{\text{当該応募金額}}{\text{最高応募金額}} = \text{得点}</math></p> <p>[算出例ア：応募者が複数の場合]</p> <p>A者：応募金額 500 万円（応募者中、最高金額）⇒得点 30 点</p> <p>B者：応募金額 300 万円</p> <p><math>30 \text{ 点} \times \frac{300 \text{ 万円}}{500 \text{ 万円}} = 18 \text{ 点} \Rightarrow \text{得点 } 18 \text{ 点}</math></p> <p>[算出例イ：応募者が1者のみで応募金額が市希望金額未満の場合]</p> <p>市希望金額 500 万円，応募金額 400 万円</p> <p><math>30 \text{ 点} \times \frac{400 \text{ 万円}}{500 \text{ 万円}} = 24 \text{ 点} \Rightarrow \text{得点 } 24 \text{ 点}</math></p>
契約期間	<p>① 契約期間が市の希望契約期間どおりの応募であった場合は満点の10点を付与する。</p> <p>② ①以外の契約期間による応募があった場合は、下記により加点を算出することとし、10点を超える場合は、10点とする。（端数がある場合は、小数点第一位を四捨五入する。）</p> <p>[算出式] <math>10 \text{ 点} \times \left( \frac{\text{応募契約期間}}{\text{市の希望契約期間}} \right)</math></p> <p>[算出例ア] 応募契約期間 5 年，市の希望契約期間 4 年</p> <p><math>10 \text{ 点} \times \frac{5}{4} = 12.5 \text{ 点} \Rightarrow \text{得点 } 10 \text{ 点}</math></p> <p>[算出例イ] 応募契約期間 2 年，市の希望契約期間 4 年</p> <p><math>10 \text{ 点} \times \frac{2}{4} = 5 \text{ 点} \Rightarrow \text{得点 } 5 \text{ 点}</math></p>
愛称	<p>(1) 審査項目等について、以下の「得点の判断基準表」により評価ランク判断し、得点化する。</p>
経営安定性	
地域貢献	

<得点の判断基準表>

判断基準	評価	得点
優れている	A	20
やや優れている	B	15
標準的である	C	10
やや劣っている	D	5
劣っている	E	0

<採点における注意事項>

- ・ 最高得点を付けた委員数が最も多い応募者をネーミングライツパートナー候補者として選定します。
- ・ 委員が最高得点をつけた応募者が同数の場合は、得点化した点数を応募者ごとに合算し、最も高い得点となった応募者を選定します。
- ・ 合算した得点が同点で、最も高い得点となった応募者を選定できない場合は、審査項目「ネーミングライツ料」の得点が最も高い応募者を選定します。
- ・ 選定委員の点数を合算し、配点合計の6割5分以上の得点となった応募者を選定します。
- ・ 「経営の安定性」若しくは「愛称の適否」のいずれか又はその両方の点数がD、Eの場合は、失格とします。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、審査終了後速やかに通知します。

(4) その他

- ア 審査の結果、応募者の全てにおいて一定の基準を満たしていないと市が判断した場合は、ネーミングパートナーを選定しないことがあります。
- イ ネーミングライツ料が300万円未満の場合は、ネーミングパートナーを選定しません。
- ウ 審査結果に対する異議申立ては、一切受け付けません。

10 契約

(1) 契約の締結

ネーミングライツパートナー候補者を決定後、市と候補者の間で契約内容等について協議を行い、契約を締結します。

なお、契約締結までの間に、候補者が本要項の資格条件等を満たさなくなった場合は、契約を締結しないことがあります。

(2) 調印式等の開催

ネーミングライツパートナー決定のPRのため、ネーミングライツパートナーの希望に応じて契約の調印式等を開催します。開催有無や日程につ



いては、別途協議いたします。

(3) 契約の更新

契約期間の更新については、期間満了8月前までに市に申請する必要があります。

(4) 契約の解除

契約締結後でも、本要項の資格条件等を満たさなくなった場合は、契約を解除することがあります。

また、施設表示等の原状回復を速やかに行うとともに、その原状回復に係る費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。

1 1 留意事項

(1) 応募に関する費用は、全て応募者の負担とします。

(2) 提案においては、関係法令、市条例、規則及び要綱等を遵守してください。

(3) 参加者は、関係法令を遵守し、公正な公募を阻害してはいけません。